

継続します！ 行政改革 第三次行政改革 大綱等を改訂

■延長（改訂）にあたって

町では、平成18年3月に第三次行政改革大綱等を策定し、「行政の公平性・効率性の追求」「市民と行政の協働による改革の推進」「行政のすべての分野での改革の推進」の三つの視点を改革の根本に据え、大きく「仕事の改革」「職員の改革」「組織の改革」の三つの改革を具体化し、推進してきました。

平成20年度は、第三次行政改革大綱の推進期間の最終年度でしたが、社会経済情勢や町財政状況が非常に厳しいことから、平成22年度まで2年間延長することとしました。

この延長期間は、町財政状況の見直しなどを踏まえ、第三次行政改革大綱の大きな枠組みを継承しつつも、新たな改革の追加、現在の改革の見直し等を行う「改訂」により取り組むものとします。

■町の財政状況は？

金融危機を契機とした世界的な景気後退は、長期化するのではないかと危惧されています。

■町の代表的な財政指標の動向

年 度	H15	H16	H17	H18	H19 ^(※)
経常収支比率(%)	81.9	88.7	87.1	90.1	97.0
公債費負担比率(%)	6.3	6.9	7.2	8.4	9.7
義務的経費比率(%)	41.1	41.0	33.4	42.6	44.3
財政調整基金残高(百万円)	495	524	374	273	274
財政力指数(%)	0.68	0.71	0.72	0.75	0.77

※H19の経常収支比率は、算定方法が変更となり、仮に変更前の方式で算定した場合の数値は「92.0%」と試算されます。

町では、地方分権や行政へのニーズに的確に対応し、町行財政運営の健全化を図るため、松田町第三次行政改革大綱や同実施計画等を策定し、行政改革に取り組んできました。

この計画期間は、平成20年度までとしていましたが、さらに、行政改革を進めるため、期間を2年間延長することとしましたのでお知らせします。

【問合せ】庶務課庶務係 ☎83-1221

このような中で、町の収入の大部分を占める町税は、個人住民税や固定資産税が減収となり、また、地方交付税も減額され、その不足額を臨時財政対策債で賄うなど大変厳しい財政運営を強いられています。さらに、町は財政調整基金の蓄えが少なく、毎年度の予算編成に苦慮している現状があります（代表的な財政指標の動向は左上表を参照）。

このような町の財政状況等を短中期的に見通したとき、徹底した歳出の削減、とりわけ行政改革をより推進し、町民の皆様のご理解を得ながら、税・使用料・手数料などについても、住民負担の公平性の確保や受益者負担の原則等に基づき、見直しに向けた研究・検討を進めていかなければなりません。

■職員数は115人に

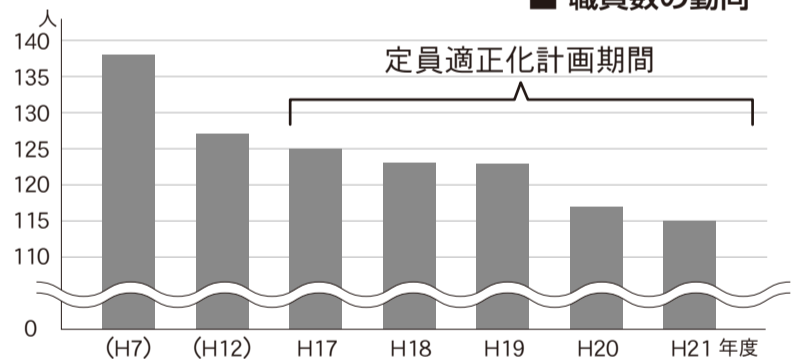
町の職員数は、平成7年度当初138人から順次削減し、平成17年度当初で125人となり、平成18年度当初で125人となり、平成18年3月に策定した松田町定員適正化計画では、平成23年4月の定員目標を115人としています（右下グラフを参照）。なお、今年度当初予算では116人が目標となっています。

最近、勧奨退職（※）等が増加傾向で、目標数値を早期に達成する見込みですが、平成24年度に多くの定年退職者を予定しているため、今後も、行政改革の効果を定員の削減に反映していく必要があります。

このような状況を踏まえ、今年度中に新たな定員適正化計画を策定し、町民サービスの低下を極力招かないよう計画的な定員管理に努めていきます。

※勧奨退職は、町要綱に基づき早期退職を推進しています。

■職員数の動向



■人件費は5年で3億円超の削減

人件費の削減は、定員適正化計画に基づく職員数の減が大きな要素を占めますが、国の動向や町財政状況等を考慮し、人件費の各種手当を見直しました。

特に、地域手当（従来は給料の10%支給）については、県内の自治体の中では先駆的に、平成18年度から段階的（2%ずつ）に削減し、平成22年度で0とします。

なお、特別職においても同様に地域手当の削減や期末手当の一部を減額しています。さらに、管理職手当も一律10%削減を継続していましたが、このたび、支給方法を定率制から定額制に改めました。

また、町議会におかれましても、この間、議員定数の削減や期末手当の一部減額に取り組みました。

これらの要素から、平成18年度を基準に5年間にわたる人件費の削減額を理論的に計算すると、3億円を超えるものとなります。

なお、国家公務員を100とした給与水準の比較指数であります。ラスパイレス指数は、当町は93・6（地域手当を除く）で県内33団体内で30位と低い数値でした（平成20年4月現在、県内市町村平均102・2）。

■税や使用料等の見直し

平成20年度から一部の窓口手数料を200円から300円に改正しています。

今後は、公民館等の各種施設の使用料やその減免のあり方、また、町財政に大きな影響を及ぼしている国民健康保険税や下水道使用料等についても、税の公平性などの観点から鋭意見直すとともに、未収金の収納対策についてもさらなる強化を図ります。

また、道路や庁舎などの行政財産の目的外使用についても、受益者負担等の観点から一定の使用料の賦課を検討していくこととします。

さらに、本町の地勢や都市計画事業の展開等を十分に考慮したなかで、都市計画税の導入についても研究を開始することとします。

■聖域無き改革を推進

町内の各種団体等への補助金・交付金は、現在、町職員で構成する補助金審査会において、整理合理化に向けた一定の見直しを実施しています。今後は公の観点だけでなく、民間の視点による審査を採り入れていくこととします。

また、町の各施設で、老朽化や利用状況が低く、その効果の面で

■広域行政を推進します

行政目的によつては、単独の自治体で行うよりも、広域的な視点から複数の自治体業務を行うほうが費用対効果の面で望ましい場合があります。

今後は、ゴミやし尿の処理、広域消防など、現在の一部組合の枠組みを統合した複合的な組合へ発展させる等、さらに関係市町と連携を図りながら、効率的、効果的・広域行政のあり方を検討します。

◆行政改革の詳細は、町ホームページでご覧いただけます。
http://town.matsuda.kanagawa.jp/

町民サービスの向上と経営感覚に立脚した取組を推進します！